

No. 2 道路の変更に関する案件概要

議第 1043 号 横浜国際港都建設計画道路の変更 (横浜市決定)

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・3・11	環状3号線	磯子区杉田五丁目	都筑区佐江戸町	磯子区洋光台六丁目 港南区港南台六丁目 泉区中田町 瀬谷区二ツ橋町 旭区都岡町 緑区寺山町	約28,280m	地表式	4車線	22m	京急本線と立体交差 JR根岸線と立体交差 JR東海道本線と立体交差 JR横須賀線と立体交差 市営地下鉄1号線と立体交差 相鉄いずみ野線と立体交差 JR東海道新幹線と立体交差 相鉄本線と立体交差 JR横浜線と立体交差 自動車専用道路と立体交差2箇所 幹線街路横浜鎌倉線と立体交差 幹線街路桂町戸塚遠藤線と立体交差 幹線街路横浜藤沢線と立体交差 幹線街路国道1号線と立体交差 幹線街路鴨居上飯田線と立体交差 幹線街路三ツ境下草柳線と立体交差 幹線街路川崎町田線と立体交差 幹線街路と平面交差15箇所	路線の幅員 22~34m
	なお支線1号線		戸塚区戸塚町	戸塚区戸塚町		約280m	地表式		13m		
	支線2号線		戸塚区汲沢町	戸塚区汲沢町		約350m	地表式		13m		
	支線3号線		栄区小菅ケ谷町	栄区小菅ケ谷町		約260m	地表式		13m		
	支線4号線		栄区小菅ケ谷町	栄区小菅ケ谷町		約180m	地表式		13m		
幹線街路	3・5・6	瀬谷地内線	瀬谷区瀬谷一丁目	瀬谷区東野	瀬谷区二ツ橋町	約1,050m	地表式	2車線	15m	相鉄本線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所	

(内 容)

都市計画道路網の見直しを行った結果、環状3号線及び瀬谷地内線が狭い間隔で並行して計画されている区間において、環状3号線については、既存の道路及び瀬谷地内線の都市計画区域等の既存ストックを有効に活用することによりルートを変更し、瀬谷地内線の一部区間を廃止します。

また、環状3号線支線5号線については、環状3号線と三ツ境下草柳線を連絡する道路ネットワーク機能が既存のランプにより代替できることから廃止し、瀬谷地内線については、瀬谷区二ツ橋

町の主要地方道丸子中山茅ヶ崎から三ツ境下草柳線までのルートを変更し、三ツ境下草柳線と十字交差点となるよう変更します。

なお、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令 331 号）の施行に伴い、環状 3 号線の車線の数を定めます。

議第 1044 号 横浜国際港都建設計画道路の変更（横浜市決定）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・14	三ツ境下草柳線	旭区東希望が丘	瀬谷区本郷一丁目(大和市界)	瀬谷区二ツ橋町	約3,840m	地表式	2車線	18m	環状3号線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	路線の幅員11~18m

（内 容）

二ツ橋北部地区は、昭和 33 年に土地区画整理事業の都市計画決定後、瀬谷駅北地区を除き長期間事業が未着手となっています。こうした状況の早期解決を図るために、都市計画道路 3・4・14 号三ツ境下草柳線及び 3・5・6 号瀬谷地内線の道路整備とその沿道のまちづくりを中心とした「沿道まちづくり」事業について、地域住民、地権者と協議しながら検討を進めています。

3・4・14 号三ツ境下草柳線の周辺地区における「沿道まちづくり」を進めるにあたり、当該整備済み区間の線形変更を行い、整合を図るため都市計画変更を行います。

なお、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成 10 年政令第 331 号）の施行に伴い、車線の数を定めます。